

白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 職員が夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の<u>6月</u>から<u>10月</u>までの期間内における原則として連続する5日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、当該年の<u>6月1日</u>以後において新たに職員となった者、<u>5月31日</u>に勤務していない職員で<u>6月1日</u>以後職務に復帰した者等）にあっては、その者の勤務時間等を考慮し任命権者が別に定める日数）の範囲内の期間</p> <p>(20)～(23) 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 職員が夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の<u>7月</u>から<u>9月</u>の期間内における原則として連続する5日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、当該年の<u>7月1日</u>以後において新たに職員となった者、<u>6月30日</u>に勤務していない職員で<u>7月1日</u>以後職務に復帰した者等）にあっては、その者の勤務時間等を考慮し任命権者が別に定める日数）の範囲内の期間</p> <p>(20)～(23) 略</p>